

## 一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

### 【注意事項】

1. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源はお切りください。
2. 試験開始の合図があるまで、問題用紙は開けないでください。  
枚数は、表紙を含めて6枚あります。
3. 問題用紙に解答欄がありますので、問題用紙は持ち帰れません。
4. 試験開始の合図がありましたら、最初に「事業者名」「受験者名」「席番号」  
を確実に記入してください。
5. 本問題中「事業者」と記載しているものは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」  
を指します。また、設問の文中には、法令条文の一部を省略しているものが  
あります。
6. 試験中に、「過去問題を見る」等の禁止されている行為を確認した場合、  
不合格扱いとします。
7. 試験開始後30分経過した段階で、途中退席についてのご案内をします。  
解答が終わり途中退席を希望される方は、他の受験者の迷惑とならないよう  
静かに退出して下さい。退出後はご帰宅いただいて構いません。
8. 試験結果につきましては、郵送にて通知致します。

関東運輸局

申請者名（事業者名）\_\_\_\_\_

記入者名（受験者名）\_\_\_\_\_

席 番 号	
-------------	--

I. 次の1. から15. までの文章で、正しいものには ○ 印を、そうでないものには × 印を  
（            ）内に記入しなさい。

1. 一般旅客自動車運送事業者は、自らが管理するウェブサイトへ運賃及び料金並びに運送約款を掲載している場合、営業所にこれらを掲示する必要はない。（運輸規則第4条）  
(        ×        )
2. 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれかがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。（道路運送法第20条）  
(        ×        )
3. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために、旅客の運送を継続すること、旅客を出発地まで送還すること、その他旅客を保護することに関して適切な処置をしなければならない。（運輸規則第18条）  
(        ○        )
4. 事業者は、法令及び告示の規定による運送引受書の写しを当該運送終了の日から三年間保存しなければならない。（運輸規則第7条の2）  
(        ○        )
5. 旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の運行の安全の確保のために遵守すべき事項及び乗務員の服務についての規律を定めなければならない。（運輸規則第41条）  
(        ○        )

6. 旅客自動車運送事業者は、整備管理者として新たに選任した者に地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。(運輸規則第46条)  
( ○ )
7. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新がなされたときは、その有効期間は従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。(道路運送法第8条)  
( ○ )
8. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。(運輸規則第47条)  
( ○ )
9. 旅客自動車運送事業者は、試みの使用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至つた者を除く。)を事業用自動車の運転者として選任してはならない。(運輸規則第36条)  
( ○ )
10. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。(道路運送法第27条)  
( ○ )
11. 事業者は、一般旅客自動車運送事業の運送約款に、運送の引受けに関する事項を定めなければならない。(道路運送法施行規則第12条)  
( ○ )
12. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。(道路運送法第33条)  
( ○ )
13. 旅客自動車運送事業を営もうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならない。(道路運送法第4条)  
( × )
14. 整備管理者は、自動車車庫を管理しなければならない。(道路運送車両法施行規則第32条)  
( ○ )
15. 事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設を変更した場合、遅滞なく、届出しなければならない。(道路運送法施行規則第66条)  
( ○ )

II. 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等に関する次の文中、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

- ・1日の休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続( **コ** )を下回ってはならない。
- ・拘束時間は、4週間を平均し1週間当たり原則として( **オ** )を超えないものとする。ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者等については、労使協定があるときは、52週間のうち24週間までは、52週間の総拘束時間が3,400時間を超えない範囲内において、4週平均1週の拘束時間を( **ア** )まで延長することができる。
- ・一日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、( **ケ** )とすること。
- ・連続運転時間は( **サ** )を超えないものとする。

ア. 68時間	イ. 20時間	ウ. 16時間	エ. 3時間	オ. 65時間
カ. 13時間	キ. 12時間	ク. 71.5時間	ケ. 15時間	コ. 9時間
サ. 4時間	シ. 8時間	ス. 100時間	セ. 30分	ソ. 144時間

III. 旅客自動車運送事業者の従業員に対する指導監督に関する次の文中、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

(運輸規則第38条)

- ・旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が( **ケ** )で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる( **ス** )並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その( **オ** )及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を( **キ** )において( **ア** )保存しなければならない。

ア. 三年間	イ. 一年間	ウ. 経路	エ. 教育	オ. 日時、場所
カ. 報告	キ. 営業所	ク. 精神	ケ. 告示	コ. 電子媒体
サ. 車庫	シ. 基準	ス. 運転技術	セ. 通達	ソ. 指導監督

IV. 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を 答. \_\_\_\_\_ の欄に記入しなさい。

1. 事業者は、旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の輸送の安全に関する業務として、事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務に（ ）以上従事した者を安全統括管理者に選任できる。（運輸規則第47条の5）

答. 三年

2. 道路運送法における「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、（ ）で、自動車を使用して旅客を運送する事業である。（道路運送法第2条）

答. 有償

3. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の（ ）に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。（運輸規則第38条）

答. 乗務員

4. 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を（ ）に適合するように維持しなければならない。（道路運送車両法第47条）

答. 保安基準

5. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその（ ）を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。（道路運送法第8条）

答. 更新

V. 事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情の申出を受け付けた場合には、当該苦情処理について営業所ごとに記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければなりません。下記の中で苦情処理としての記録が必要な事項には ○ 印を、そうでない事項には × 印を（ ）内に記入しなさい。

(運輸規則第3条第2項)

- ① 運転者の氏名 ( × )
- ② 苦情の内容 ( ○ )
- ③ 苦情処理を担当した者 ( ○ )
- ④ 苦情に対する弁明の内容 ( ○ )
- ⑤ 改善措置 ( ○ )

VI. 旅客自動車運送事業の運行管理に関する次の文中、（ ）内に入る字句として正しいものを下欄から選び、（ ）内に記号を記入しなさい。

(運輸規則第24条)

- 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者又は特定自動運行保安員に対して対面、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。）により（ ケ ）を行い、次の各事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに（ ソ ）の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

- ①道路運送車両法の規定による（ キ ）又はその確認
- ②運転者に対しては、（ カ ）の有無
- ③運転者に対しては、疾病、疲労、（ シ ）その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
- ④特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認

ア. 自動車の登録	イ. 運行指示書	ウ. 他社	エ. 事故歴	オ. 運動不足
カ. 酒気帯び	キ. 点検の実施	ク. 教育	ケ. 点呼	コ. 安全な運転
サ. 健康診断	シ. 睡眠不足	ス. 指示	セ. 電話	ソ. 事業用自動車